

令和7年6月現在

産業廃棄物処理施設 及び処理業用施設 設置等の手引き

仙台市環境局
資源循環部事業ごみ減量課

は じ め に

本手引きは、仙台市内において、事業者が産業廃棄物処理施設の設置等をするにあたり、必要な手続きをまとめたものであり、他の都道府県及び保健所設置市の手続きと若干の相違がありますので、あらかじめご了承ください。

本手引きに使用されている用語の凡例は、特別の定めがない限り、次のとおりとします。

「法」	=	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
「政令」	=	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
「省令」	=	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
「条例」	=	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年仙台市条例第 5 号）
「市規則」	=	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成 5 年仙台市規則第 30 号）
「指導要綱」	=	仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成 2 年仙台市告示第 377 号）
「法定様式第 号」	=	省令に規定する様式
「様式第 号」	=	指導要綱に規定する様式
「土地利用調整条例」	=	杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号）
「産業廃棄物処理施設」	=	政令第 7 条各号に掲げる施設
「処理業用施設」	=	積替保管施設及び中間処理施設（産業廃棄物処理施設を除く。）
「事業ごみ減量課」	=	仙台市環境局資源循環部事業ごみ減量課

目 次

産業廃棄物の種類	1
特別管理産業廃棄物の種類	2
指定有害廃棄物の種類	2
産業廃棄物処理施設設置等に係る手続フロー	3
I 産業廃棄物処理施設設置等の事前協議	
1. 施設の設置等に係る手続きフロー	4
2. 産業廃棄物処理施設及び処理業用施設	4
3. 施設設置等の事前協議について	6
II 産業廃棄物処理施設 設置等の許可申請等	
1. 産業廃棄物処理施設設置又は変更許可の申請等について	13
III 産業廃棄物処分業の許可申請等	
1. 工事着手等について	17
2. 産業廃棄物処分業の新規許可及び変更許可の申請等について	18
3. その他の手続き（処分業の変更届等）について	18
4. 処理施設設置後の諸手続きについて	19
5. 処理施設の責任者（担当者）等の設置について	20

産業廃棄物の種類（法第2条第4項）

種 類	具 体 例
① 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物、煙道等に付着したすす 等
② 汚泥	メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、上・下水道汚泥、製紙スラッジ、中和汚泥、ケイ藻土かす、凝集沈殿汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす 等
③ 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類 等
④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、エッチング廃液、pH7未満の廃液
⑤ 廃アルカリ	廃苛性ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、金属せっけん廃液、pH7を超える廃液
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなどの合成高分子系化合物、塗料かす（固形状のもの）、廃イオン交換樹脂、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす、ビニールロープ、梱包用PPバンド、ポリひも、ポリトレイ 等
⑦ ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類に分類）
⑧ 金属くず	切削くず、空き缶、スクラップ 等
⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、破損ガラス、シボレックスかす、生コンの残さの脱水固化物、石膏ボード 等（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石 等
⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他各種の廃材の混合物を含むもの（コンクリート、アスファルトの破片等） なお、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。
⑫ ばいじん（ダスト類）	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃プラスチック類・その他の産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕集されたもの
⑬ 紙くず	<u>パルプ、紙又は紙加工品製造業・新聞業（新聞巻取紙を使用するもの）・出版業（印刷出版）・製本業、印刷物加工業</u> より排出される紙、板紙等くず、 <u>建設業</u> より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず
⑭ 木くず	<u>木材又は木製品製造業・家具製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業</u> より排出される木材片、おがくず、バーク類等、 <u>建設業</u> より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず、 <u>物品貸付業</u> に係る <u>木材片等及び貨物の流通のために使用したパレット</u> （パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木材を含む。）
⑮ 繊維くず	<u>繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）</u> より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、 <u>建設業</u> より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず
⑯ 動植物性残さ	<u>食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業、香料製造業</u> において生ずる動物性又は植物性の残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等（これらの業種以外から排出された残さは、事業系一般廃棄物となります。）
⑰ 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において生ずる骨等の残さ（これらの業種以外から排出された残さは、事業系一般廃棄物となります。）
⑱ 動物のふん尿	<u>畜産農業</u> より排出される牛、馬、豚等のふん尿
⑲ 動物の死体	<u>畜産農業</u> より排出される牛、馬、豚等の死体
⑳ 処分されるために処理したもの（政令第2条第13号の廃棄物）	①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など）

特別管理産業廃棄物の種類（法第2条第5項）

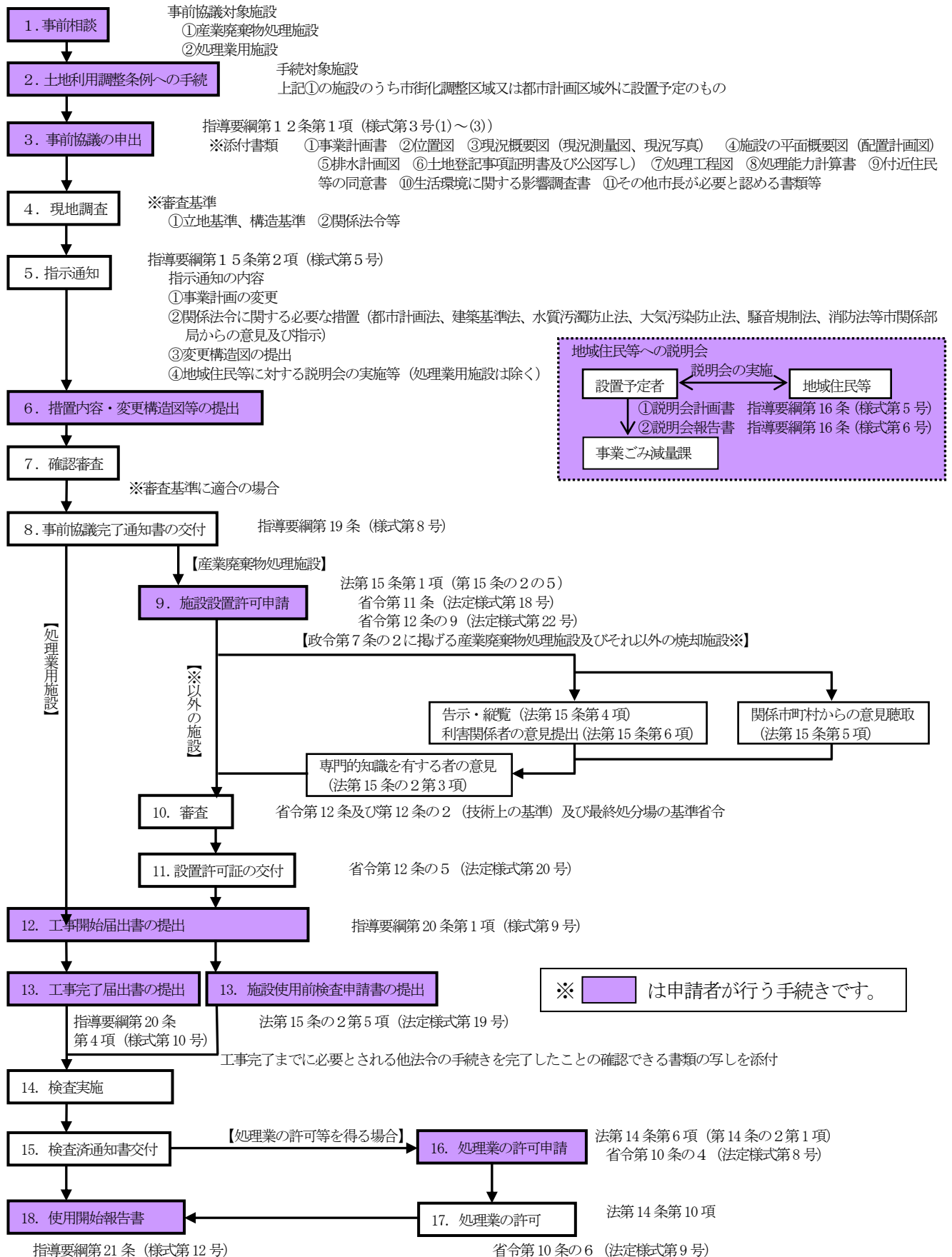
種 類	性 状 及 び 具 体 例
① 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満の燃焼しやすいもの）
② 廃酸	腐食性を有する pH2以下の酸性廃液 〔例：廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸〕
③ 廃アルカリ	腐食性を有する pH12.5 以上のアルカリ性廃液 〔例：苛性ソーダ廃液、苛性カリ廃液、石灰廃液〕
④ 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物のうち、感染性病原体を含む血液や体液等の付着したもの、又はそのおそれのあるもの ただし、ガーゼや包帯等は感染性一般廃棄物に該当します。 （医療機関とは、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、感染性病原体を取り扱う施設等をいいます。）
⑤ 特定有害産業廃棄物	
廃PCB等	廃PCB（原液）及びPCBを含む廃油 〔例：トランス、コンデンサ等から取り出したPCB原液、熱媒体、潤滑油〕
PCB汚染物	(a) PCBが塗布、又は染み込んだ汚泥、紙くず・木くず・繊維くず 〔例：感圧紙、PCBを拭き取った布（ウエス）、漏洩場所の建材〕 (b) PCBが付着、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 〔例：トランス、コンデンサ、リアクトル、蛍光灯の安定器、絶縁テープ〕
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物が判定基準値以上含まれるもの
廃石綿等	(a) 建築物、工作物、構築物、車両等から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で石綿が付着しているおそれのあるもの (b) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設から生じた石綿で、集じん装置で集められた飛散性のもの及び石綿が付着している廃棄物
重金属類等を含む産業廃棄物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準（環境省令）」の基準値を超える有害物質を含むもの
ダイオキシン類を含む産業廃棄物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準（環境省令）」の基準値を超えるダイオキシン類を含むもの
廃水銀等	(a) 特定の施設において生じた廃水銀等 (b) 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
廃水銀等を処分するために処理したもの	廃水銀等を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準に適合しないもの

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略称

指定有害廃棄物の種類（政令第15条）

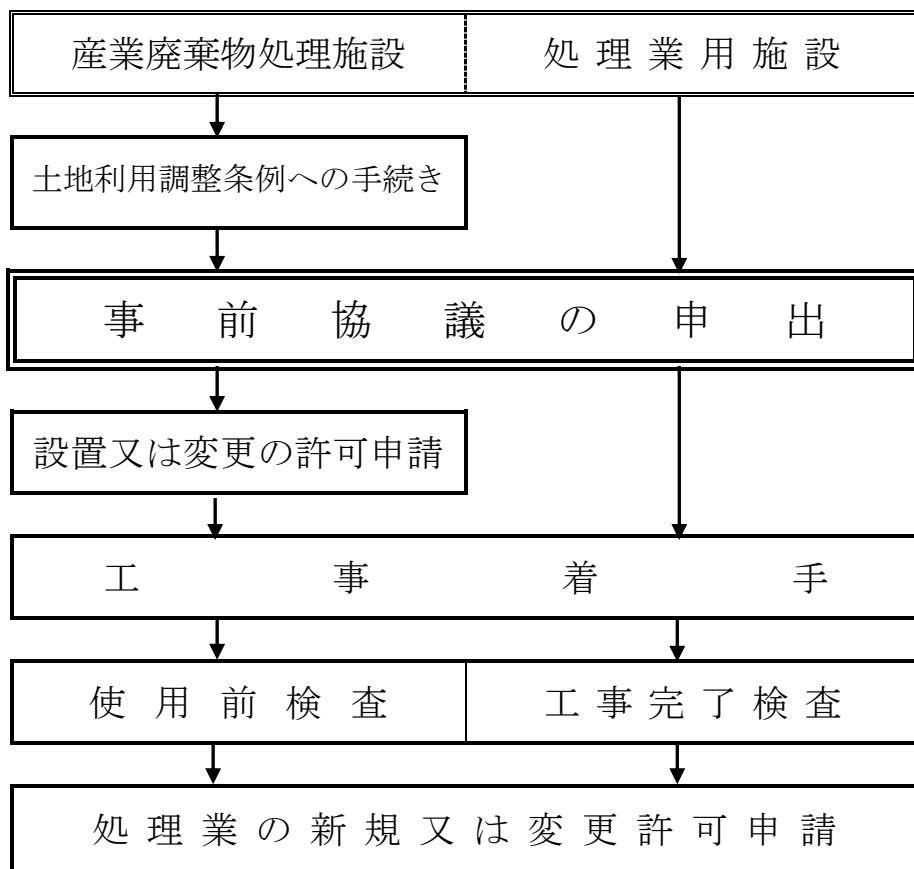
種 類	性 状 及 び 具 体 例
硫酸ピッチ	廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であって、著しい腐食性（pH2以下）を有するもの

産業廃棄物処理施設設置等に係る手続フロー



I 産業廃棄物処理施設設置等の事前協議

1. 施設の設置等（※1）に係る手続きフロー



※1 「設置等」とは、設置又は変更（構造又は規模の変更で、運転方法又は処理品目の変更等を含む。）をいい、廃止を除きます。

2. 産業廃棄物処理施設及び処理業用施設

(1) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設には、廃棄物の減量化、無害化等を目的とする**中間処理施設**及び埋立処分を目的にした**最終処分場**があります。また、再生利用するための施設でも、処理対象が廃棄物である場合は、産業廃棄物処理施設となります。

産業廃棄物処理施設は、次に掲げる施設を言います。これらの施設を設置又はその構造若しくは規模の変更をしようとする場合には、市長の許可（変更許可）を受けなければなりません。市長の許可を得ないで**処理施設の設置等**を行った場合、法により罰せられます。

施 設 の 種 類			処 理 能 力
中 間 処 理 施 設	第 1 号	汚泥の脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
	第 2 号	汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
		汚泥の天日乾燥施設	100 m ³ /日を超えるもの
	第 3 号	汚泥 (PCB 処理物を除く) の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・ 5 m ³ /日を超えるもの ・ 200 kg/時以上のもの ・ 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
	第 4 号	廃油の油水分離施設 ※ 1	10 m ³ /日を超えるもの
	第 5 号	廃油 (廃 PCB 等を除く) の焼却施設 ※ 1	次のいずれかに該当するもの ・ 1 m ³ /日を超えるもの ・ 200 kg/時以上のもの ・ 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
	第 6 号	廃酸又は廃アルカリの中和施設 ※ 2	50 m ³ /日を超えるもの
	第 7 号	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの
	第 8 号の 2	木くず、がれき類の破碎施設	
	第 8 号	廃プラスチック類 (廃 PCB 汚染物を除く) の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・ 0.1t/日を超えるもの ・ 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
	第 9 号	有害物を含む汚泥のコンクリート固形化施設	全施設
	第 10 号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全施設
	第 10 号の 2	廃水銀等の硫化施設	全施設
	第 11 号	シアン化合物の分解施設	全施設
	第 12 号	廃 PCB 等、廃 PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	全施設
	第 12 号の 2	廃 PCB 等、PCB 処理物の分解施設	全施設
	第 13 号	PCB 汚染物の洗浄又は分離施設	全施設
	第 13 号の 2	産業廃棄物の焼却施設 ※ 3	次のいずれかに該当するもの ・ 200 kg/時以上のもの ・ 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
最 終 処 分 場	第 14 号イ	有害な産業廃棄物の最終処分場 (遮断型)	全施設
	第 14 号ロ	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (安定型)	全施設
	第 14 号ハ	上記二つに掲げる産業廃棄物以外の産業廃棄物の最終処分場 (管理型)	全施設

中間処理施設の処理能力とは、廃棄物の種類ごとに処理するのにかかる時間あるいは日当たりの能力〔処理施設の時間当たり能力×（稼働時間又は8時間のうち長いほう）〕で算出した値をいいます。

- ※1 『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律』（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。
- ※2 中和槽を有するものとする。ただし、放流を目的とする一般の廃水処理に係る中和施設は除く。
- ※3 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等以外の産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず等）の焼却施設をいいます。

(2) 処理業用施設

処理業用施設とは、産業廃棄物処理業の事業の用に供する全ての積替保管施設及び中間処理施設（産業廃棄物処理施設を除く）をいいます。

処理業用施設の具体例としては、以下のとおりです。

- ①産業廃棄物処理施設と同種の施設であって、処理能力が小さいもの
処理能力 10 m³/日以下の脱水施設、油水分離施設
処理能力 200 kg/時未満及び火格子面積が 2 m²未満の焼却施設
（廃プラスチック類以外の産業廃棄物）等
- ②再生利用のための施設
廃蛍光管の破碎施設、廃プラスチック類（廃容器包装等）の熔融施設等

3. 施設設置等の事前協議について

産業廃棄物処理施設及び処理業用施設の設置等をしようとする場合（排出事業者の自己処理用の処理業用施設の設置等の場合は除く。）には、事前協議の申し出を行って下さい。

(1) 事前相談

事前相談とは、事前協議の申し出の前に事業ごみ減量課にて法に基づく手続き及び指導要綱に基づく事前協議の進め方等の確認をするものです。

なお、来庁し相談をしたい場合は事前に日程の予約をお願いします。予約なしで来庁した場合、相談対応ができません。

(2) 土地利用調整条例への手続き

産業廃棄物処理施設を市街化調整区域又は都市計画区域外に設置予定の場合、事前協議に入る前に土地利用調整条例への手続きが必要になります。詳しくは、**都市整備局建築宅地部開発調整課調整係**（TEL 022-214-8343）まで。

(3)事前協議の申出

事前協議の申し出を行う場合は、提出書類を整えて、事業ごみ減量課まで提出してください。

まず、指導要綱の立地基準に照らして、用地の適否を検討してください。（事前協議に入る前に関係法令の整理が必要な場合もあります。）

書類及び図面は、正副 2 部作成し、原則として A 4 版 2 穴ファイルに綴じて提出してください。

事前協議書の事務処理の流れについては、事務手続きフロー図を参照して下さい。

(4)事前協議提出書類一覧表

	提 出 書 類
①	事前協議書（様式第 3 号）
②	事業計画書
③	申請者が法人である場合、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 申請者が個人の場合、住民票の写し
④	申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類（様式第 4 号）
⑤	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
⑥	施設の処理能力計算書
⑦	設置場所及び搬入道路の使用権原を証する書類
⑧	設置場所付近の見取り図（位置図）
⑨	設置場所の現況概要図
⑩	施設の構造を明らかにする設計図及び設計計算書
⑪	設置場所及びその周辺の公図の写し
⑫	設置場所の登記事項証明書
⑬	放流水がある場合の下流側の利水状況、水系図及び排水処理計画図
⑭	周囲の地形及び地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（最終処分場に限る）
⑮	処理工程図（最終処分場は不要）
⑯	近隣の土地所有者、居住者等の同意書の写し
⑰	生活環境に関する影響調査書
⑱	生活環境の保全等に配慮が必要である場合、それを証する書類
⑲	その他市長が必要と認める書類及び図面

(5)作成上の注意

①事前協議書

各事項について記載もれのないように記入して下さい。(特に、取り扱う産業廃棄物の種類及び処理方法については詳しく記載すること。)

②事業計画書

処理施設の設置に当たり、事業の概要を明らかにするため、以下の事項についての事業計画書を提出して下さい。

- | | | |
|-------------|-------|---|
| 1) 設置目的 | …………… | 自己処理用又は処理業用 |
| 2) 事業の概要 | …………… | 全体計画 |
| 3) 施設概要 | …………… | 製造元、形式、性能及び施設、指導要綱構造基準の各項目についての計画等
排ガスや排水等の発生量及び処理方法並びに周辺地域の生活環境への負荷
廃棄物の保管する場所、量及び高さ等
<u>※保管量と処理能力の関係性がわかる書類を事前に準備すること</u> |
| 4) 処理の概要 | …………… | 産業廃棄物の発生から最終処理までのフロー図等
主な排出事業者 |
| 5) 環境保全対策 | …………… | 周辺的生活環境保全のために、排ガスの性状、排水の水質及び発生量等の軽減策 |
| 6) 維持管理体制 | …………… | 産業廃棄物処理責任者、技術管理者及びその認定講習会受講計画等 |
| 7) 施設維持管理計画 | …………… | 処理、点検及び講じた措置の記録の計画
〔処分した廃棄物の種類と数量
排ガスや排水等の検査体制及び頻度
焼却温度記録(焼却施設に限る)
施設及び設備の点検並びに講じた措置
展開検査(最終処分場に限る)
指導要綱維持管理基準の各項目についての計画等〕 |
| 8) その他 | …………… | 災害防止計画及び埋立処分の計画(最終処分場に限る)
事務管理体制、社内教育体制等 |

③申出人が法人である場合

定款又は寄附行為及び登記事項証明書

申出人が個人である場合

住民票の写し(市区町村の窓口から交付されたものが既に写しですので、さらにコピーしたものではありません。)

(申し出する日の3ヶ月以内に交付されたものを添付して下さい。)

④申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

(参考：法第14条第5項第2号)

- イ) 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当するもの
- ロ) 『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ハ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ) 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ) 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

⑤事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

自己資金及び借入金の額等を記載して下さい。(様式は自由です。)

⑥施設の処理能力計算書

取り扱う産業廃棄物の種類及び処理方法ごとの処理能力を計算して下さい。また、指導要綱構造基準に掲げる項目に関する構造計算等を行って下さい。

⑦設置場所及び搬入道路の使用権原を証する書類

次の書類を提出して下さい。

- ・ 設置場所及び搬入道路(公道を除く私道、専用道路等。)の登記事項証明書
- ・ 貸借による場合には、土地貸借契約書の写し
- ・ 設置場所の土地の所有者及び搬入道路の管理者の設置目的に対する同意書(自己所有の場合は不要。)

⑧設置場所付近の見取り図(位置図)

住宅地図等を使用し、施設の区域を朱線で縁取りのうえ、搬入道路並びに学校、病院等の有無、住居地域等を含まない場所であることなど指導要綱の立地基準を満たしていることが判るような図面を提出して下さい。

⑨設置場所の現況概要図

施設を設置しようとする場所及びその周囲の状況(住居、井戸、水路等の有無等)が把握できる図面及び写真(デジタルカメラで撮影したものも可。白黒コピーしたものは不可。)を提出して下さい。

また、測量平面図等により施設の区域を朱線で縁取りして下さい。

⑩施設の構造を明らかにする設計図及び設計計算書

施設の構造図(平面図、断面図、立面図)及び必要に応じて設計計算書を添付して下さい。建屋及び管理棟についても構造図を提出して下さい。

主要設備とともに付属設備(廃棄物の保管場所、門扉、囲い等指導要綱構造基準に定める設備)についても、必ず図面に明示して下さい。(現況概要図同様、施設の区域を朱線で縁取りすること。)

⑪公図の写し

設置場所及びその隣接地に関する法務局備え付けの公図の写しと、備え付け法務局名及び謄写した年月日及び地番の他に、地目、地積、土地所有者名を必ず明記して下さい。

また、施設の区域を朱線で縁取り、道路、水路等を着色して下さい。

⑫設置場所の登記事項証明書

原則として、施設の設置場所の登記事項証明書になりますが、必要がある場合、隣接する土地所有者の登記事項証明書も提出していただくこともあります。

⑬放流水がある場合の下流側の利水状況、水系図及び排水処理計画図

産業廃棄物の処理に伴い、排水を放流する場合には、下流側の利水状況、水系図及び排水処理計画図を提出して下さい。

⑭最終処分場の場合、周囲の地形及び地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を提出してください。

⑮処理工程図

中間処理施設にあつては、廃棄物の排出場所での分別状況から処理施設の処理工程、処理後の産業廃棄物の最終的な処分に至るまでの処理工程図（フロー図）及び作業工程表を提出して下さい。

⑯近隣の土地所有者、居住者等の同意書の写し

	施設の種類等	必要とされる同意の範囲
イ	積替保管施設	・敷地に隣接する <u>すべての</u> 土地所有者及び居住者（同一世帯を構成する場合は、その世帯主。下欄以降同じ。）
ロ	中間処理施設	
ハ	最終処分場	・敷地に隣接する <u>すべての</u> 土地所有者及び居住者 ・敷地境界から500m以内の居住者の <u>4分の3以上の者</u>
ニ	搬入道路（私道）を設ける施設	・搬入道路に接する土地の居住者の <u>4分の3以上の者</u>
ホ	産業廃棄物の処理に伴い、排水を放流する施設	・放流地点から概ね500m以内の下流の <u>すべての</u> 利水権者及び水路等の管理者（国及び地方公共団体の長を除く。） ・放流地点が水道事業に係る取水地点の上流に位置するときは、当該水道事業の管理者

ただし、次のいずれかに該当する場合は不要です。

- a) 工業地域及び工業専用地域に設置する場合（隣接地が住居である場合を除く。）
- b) 事業場から排出される産業廃棄物をその事業場の敷地内で処分するために当該事業場の事業者が自ら設置等をしようとする場合
- c) 認定事業者が当該認定に係る産業廃棄物を処理するために使用する施設を設置等しようとする場合
- d) 移動式の処理施設を設置する場合
- e) 積替保管施設において、積替保管の用に供する部分の面積が 10 m²以下である場合
- f) 既存の中間処理施設において、施設の改善を目的とする処理能力の増加を伴わない変更を行う場合

なお、周辺住民等関係者の「同意」を求める場合は、単に印鑑を押してもらうのではなく、事業内容を十分説明し理解を得るように努めて下さい。説明の際には、環境保全についての意見を聞き、必要な場合は「環境保全協定」等を締結し、その内容を反映した環境保全対策を講じることが大切です。

⑰生活環境に関する影響調査書

施設を設置又は変更することにより、処理施設の稼働、廃棄物の搬出入及び保管に伴って、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、次に掲げる事項を記載した調査書、若しくは調査の必要がないと判断した理由書。

- 1) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭に係る影響調査項目のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの
- 2) 調査を行った項目の現況及びその把握の方法
- 3) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握方法
- 4) 調査した項目において影響が予測される変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測方法
- 5) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- 6) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項のうち、イにおいて調査項目に含めなかったもの及び当該事項を含めなかった理由
- 7) その他設置等を行うことにより周辺地域の生活環境に及ぼす影響に係る調査に関し、参考となる事項

⑱生活環境の保全等に配慮が必要である場合、それを証する書類

周辺地域の生活環境の保全及び利用者の特性に照らし、特に適正な配慮が必要であると認められる施設について、生活環境の保全のために講じた措置がある場合、それを証する書類。

⑲その他市長が必要と認める書類

技術管理者の資格に関する書類等

(6)指示通知

処理施設について、法及び指導要綱に基づき、必要な変更等を指示します。

また、他法令（都市計画法、建築基準法等）の手続きが必要な場合には、必要な手続きについて、併せて指示します。設置等予定者は、各法令担当部局の窓口の指導を受けて下さい。

他法令の手続きは、一般的に次のとおりです。

事前協議申出前……土地利用調整条例の手続き、用地の用途制限解除等

事前協議申出後……都市計画法、建築基準法等の諸手続き

(7)地域住民等に対する説明会

政令第7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設及びそれ以外の焼却施設の設置者等については、地域住民に対して事業計画の概要について説明会を実施するよう指示します。

説明会を実施する場合には、説明会資料を添付し、「説明会実施計画書（様式第6号）」を提出して下さい。

また、説明会実施後は、終了した日から10日以内に「説明会実施報告書（様式第7号）」を提出して下さい。

(8)措置報告

指示通知により指示された事項について、講じた内容を必要な書類及び図面を添えて、書面にて報告して下さい。

(9)協議期間等

事前協議書提出から審査、協議が始まります。提出から協議完了までに要する期間は、協議者からの報告、関係者間の協議がありますので、少なくとも3ヶ月程度を見込んで下さい。また、最終処分場等については、土地利用調整条例の手続き完了までの期間及び住民説明会開催に要する期間が必要になる等、中間処理施設と比べ、期間が長くなります。

なお、次のいずれかに該当する場合には、事前協議等を中断又は打ち切ります。

- 1) 指導要綱に基づく指示、勧告その他指導に従わない場合
- 2) 虚偽内容を記載した書類を提出した場合又は虚偽の届出を行った場合
- 3) 指示通知書の交付を受けてから一定期間経過してもなお当該指示に対し講じた措置を証する書類及び図面の提出がない場合

Ⅱ 産業廃棄物処理施設設置等の許可申請等

1. 産業廃棄物処理施設設置又は変更許可の申請等 について

- ◎ 事前協議が完了した場合、市長から「事前協議完了通知書（様式第 8 号）」が交付されます。交付後、処理施設の設置（変更）許可申請の手続きを行って下さい。（指導要綱第 19 条）

(1)処理施設の新規設置の場合 ⇨ 設置許可申請

産業廃棄物処理施設を新たに設置する場合には、産業廃棄物処理施設設置許可申請を行って下さい。（法第 15 条）

(2)処理施設の変更の場合 ⇨ 変更許可申請

処理施設の設置者が、処理する産業廃棄物の種類、処理能力（最終処分場にあつては、面積及び埋立容量）、施設の位置や構造等の設置に関する計画、施設の維持管理に関する計画において、省令第 12 条の 8 各号のいずれかに該当する変更を行う場合には、施設の変更に該当するため、変更許可申請の手続きを行う必要があります。（法第 15 条の 2 の 5）

《参考》省令第 12 条の 8（概要）

- ・ 申請している処理能力を 10%以上変更する場合
- ・ 施設の位置又は処理方式を変更する場合
- ・ 施設の構造及び設備の変更のうち、施設の種類に応じ、主要な設備に係る変更又は設計計算上の数値を変えることにより生活環境への負荷を増大させることとなる変更を行う場合
例：脱水施設にあつては、脱水機
焼却施設にあつては、燃焼室 など
- ・ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法を変更（排出方法又は増量となる変更）する場合
- ・ 申請している維持管理計画について変更する場合
例：排ガスの性状、放流水の水質等について、生活環境保全目標値や測定頻度の変更（影響の増加が懸念される変更）など

(3)設置法人等の変更の場合

施設や法人等に次の理由により変更が生じた場合には、許可等の申請が必要となります。

理 由	必要な手続き	備 考
施設の譲受け及び借受け	施設譲受け・借受け許可申請	法定様式第 26 号
法人の合併又は分割	合併・分割認可申請	法定様式第 27 号
相続	相続届出	法定様式第 28 号

(4)その他の変更の場合

上記(2)及び(3)以外の施設の変更の場合は、変更許可は不要となりますが、**施設の軽微な変更**に該当しますので、「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（法定様式第 23 号）」を提出して下さい。（省令第 12 条の 10 の 2）

事業計画や処理施設の変更を行う場合には、事前に事業ごみ減量課へ相談して下さい。

(5)申請書類の作成

①書類の提出

- 1) 申請書類は正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出して下さい。
（副本は収受後に返却しますので、申請者が保管して下さい。）
- 2) 添付書類は A 4 版とし、申請書と一緒に 2 穴ファイルに綴じて提出して下さい。
- 3) 添付書類は、下記の提出書類一覧の順に綴じて下さい（各号のうち、非該当である場合はその旨を記載して下さい）。
- 4) 登記事項証明書、住民票等他機関より交付を受けるものについては、原則として申請日より 3 ヶ月以内のものを添付して下さい。

②提出書類一覧

- 1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（法定様式第 18 号）
- 2) 生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 3) 添付書類（省令第 11 条第 6 項に定める書類）

	必要な書類及び図面	備考（具体例等）
第 1 号	施設の構造を明らかにする設計計算書	・施設の平面概要図（施設配置計画図） ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・処理能力計算書 ・建屋及び管理棟の平面図及び立面図 等
第 2 号	周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	最終処分場の場合のみ

第 3 号		処理工程図	最終処分場の場合は不要
第 4 号		施設の付近の見取図	・ 設置場所の位置図、 配置図
第 5 号		施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	・ 周辺地域の生活環境 負荷軽減計画 ・ 施設維持管理計画 ・ 産業廃棄物処理責任者、技術管理者及びその認定講習会 受講計画等
第 6 号		施設の設置及び維持管理に要する資金総額・調達方法を記載した書類	
法人の場合	第 7 号	直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類	左記の書類に代え直前の事業年度に係る有価証券報告書でも可
	第 9 号	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	
	第 13 号	役員等全員分の ①住民票（本籍地の記載があるもの。外国人の場合は外国人登録証明書）の写し、②成年後見制度の登記事項証明書、又は、その他の必要と認められる書類（以下この 2 点を「住民票等」という。）	その他必要と認められる書類の例 ・ 医師の診断書 ・ 認知症に関する試験結果 等
	第 14 号	発行済株式総数の 5／100 以上の株式を所有する株主又は出資額の 5／100 以上の額に相当する出資をしている者がいる場合、これらに該当する者の住民票等、また該当する者が法人の場合は、登記事項証明書	
個人の場合	第 8 号	資産に関する調書、直前 3 年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	・ 納税証明書 等
	第 10 号	住民票等	
第 11 号		法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	
第 12 号		（申請者が未成年の場合） 法定代理人の住民票等	
第 15 号		（申請者に政令で定める使用人がある場合）そのものの住民票等	

※ 処理施設には、法第 21 条に規定する「**技術管理者**」を設置しなければなりません。技術管理者の資格として、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）に規定する技術士の資格を有している（部門により実務経験を要する）若しくは学歴に応じた実務従事経験を有している又は学歴を問わずこれらと同等以上の知識を有すると認定する講習会を受講していることが必要です。（省令第 17 条）

※ 事業者が自己の産業廃棄物を処理するために処理施設を設置する場合には、技術管理者に加えて法第 12 条第 8 項に規定する「**産業廃棄物処理責任者**」を置いて下さい。

また、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場にあつては、法第 12 条の 2 第 8 項に規定する「**特別管理産業廃棄物管理責任者**（省令第 8 条の 17 で規定する資格が必要。）」を置いて下さい。

その他の事業者は、指導要綱第 5 条第 2 項に規定する「**産業廃棄物管理責任者**」を事業場毎に置いて下さい。

(6) 省略できる書類

許可申請等において同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合、各申請書その他書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載すれば添付書類の省略が可能です。

（他の申請書その他の書類記載例）

令和○年△月□日提出の○○廃棄物処分業許可申請書の添付書類と同一のため、省略します。

Ⅲ 産業廃棄物処分業の許可申請等

1. 工事着手等について

仙台市長から、産業廃棄物処理施設にあっては「設置（変更）許可証」の交付を、また、処理業用施設にあっては「事前協議完了通知書」の交付を受けた後に工事に着手して下さい。

(1) 工事開始の届出

産業廃棄物処理施設又は処理業用施設の工事を着手しようとするときは、「工事開始届出書（様式第 9 号）」に工事工程表及び工事着手前の現況写真を添付して提出して下さい。（工事着手の 10 日前までに提出すること。）

なお、工事施工中でも必要に応じて検査を行うことがあります。

(2) 工事完了の届出

① 産業廃棄物処理施設

処理施設の工事が完了したときは、「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書（法定様式第 19 号）」に関係図書を添付し提出して下さい。

工事完了の届け出後に、法に規定する技術上の基準並びに指導要綱の構造基準に適合しているか確認するため、検査を実施します。

処理施設が基準に適合している場合には、「使用前検査済通知書」が交付されます。

② 処理業用施設

処理施設の工事が完了したときは、「工事完了届出書（様式第 10 号）」に関係図書を添付し提出して下さい。

工事完了の届け出後に、指導要綱の構造基準に適合しているか確認するため、工事完了検査を実施します。

処理施設が基準に適合している場合には、「工事完了検査済通知書（様式第 11 号）」が交付されます。

(3) 使用開始の報告

上記の「使用前検査済通知書」又は「工事完了検査済通知書」を受理した後に処理施設を使用することができます。処理施設の使用を開始した日から 30 日以内に（処理業用施設にあっては、処理業の許可証の交付を受けた日から 30 日以内に）「使用開始報告書（様式第 12 号）」を提出して下さい。

☆ 処理施設を処理業の用に供する場合は、別途「処分業の許可若しくは変更許可又は変更届」の手続きが完了しないと使用できません。

（許可を得ないで使用した場合には、法により罰せられます。）

2. 産業廃棄物処分業の新規許可及び変更許可の申請等について

請等について

仙台市長から「工事完了検査済通知書」の交付を受けた後に、処分業（産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業）の許可又は変更許可の手続きを行って下さい。

許可の基準は次のとおりです。（法第 14 条第 10 項、第 14 条の 2 第 2 項、（特別管理産業廃棄物処分業は）第 14 条の 4 第 10 項、第 14 条の 5 第 2 項）

(1)施設に係る基準

- ①産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設等を有すること。
（施設及び所有権又はその使用権原があること）
- ②特別管理産業廃棄物にあつては、さらに、処理する特別管理産業廃棄物の性状を分析することができる設備等（感染性産業廃棄物にあつては、衛生的に投入できる設備等）を有すること。

(2)申請者の能力

- ①代表者又は役員等が、処分を適確に行うに足る知識及び技能を有すること。
（許可講習会受講修了証等の写しを添付すること。）
- ②処分業を適確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
（決算書及び（法人である場合には）直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、資金計画書等で無理な資金計画でないことを説明していただきます。）

(3)申請者の要件

申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに定められた要件に該当しないこと。
（申請者（法人にあつては、役員、支店長等においても）が拘禁刑以上の刑又は廃棄物処理法等の違反で罰金以上の刑に処せられてから 5 年以上経過しないものであること等。）

詳しくは、「産業廃棄物（特別産業廃棄物）処分業許可申請の手引き」を参照して下さい。

3. その他の手続き（処分業の変更届等）について

処分業の許可取得後に、事業の用に供する主要な施設、施設の設置場所、主要な設備の構造又は規模等が変わった場合に、「産業廃棄物処理業変更届出書（法定様式第 11 号）」、（特別管理産業廃棄物処分業にあつては）「特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（法定様式第 17 号）」の提出が必要となります。

（法第 14 条の 2 第 3 項、法第 14 条の 5 第 3 項で準用する第 7 条の 2 第 3 項）

※ これらの変更については、すべての積替保管施設、中間処理施設、最終処分場の設置等に先立ち、指導要綱に基づく事前協議の対象となります。

次のような理由が生じた場合に手続きが必要です。

理 由	必要な手続き
主要な施設の変更 (事業場が増えた場合等)	「産業廃棄物処理業変更届出書」の提出 (10 日以内)
主要な施設の設置場所の変更 (事業場を移設した場合)	「産業廃棄物処理業変更届出書」の提出 (10 日以内)
主要な設備の構造又は規模の変更 (増設、設備の更新、構造の変更をした場合)	「産業廃棄物処理業変更届出書」の提出 (10 日以内)
<u>取り扱う産業廃棄物の種類の追加に伴う施設設置、保管の追加をする場合</u>	「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」(法定様式第 10 号) による申請

特別管理産業廃棄物についても、これらに準じます。

4. 処理施設設置後の諸手続きについて

設置後の施設に関して、法令等で定められている届出等が必要なものには次のものがあります。

項 目	対象施設	必要な手続き
処理実績に関する報告	すべての処理施設	処理施設の前年度分の処理実績状況について、毎年 6 月 30 日までに「 <u>実績報告書</u> 」を提出
処理施設の維持管理に関する報告	最終処分場	処理施設の前年度分の維持管理状況について、毎年 6 月 30 日までに「 <u>産業廃棄物処理施設維持管理報告書</u> 」(様式第 13 号)を提出
処理施設の休止・廃止・再開に関する届出	産業廃棄物処理施設	処理施設の休止、廃止又は再開したときは、遅滞なく(最終処分場にあつては、30 日以内に)「 <u>産業廃棄物処理施設軽微変更届</u> 」(法定様式第 23 号)を提出 最終処分場の廃止の場合は、「 <u>産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書</u> 」(法定様式第 24 号)を提出後、「 <u>産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書</u> 」(法定様式第 25 号)を提出

処理施設の休止・廃止・再開に関する届出	処理業用施設	処理施設の休止、廃止又は再開したときは、遅滞なく「 処理業用施設廃止・休止・再開届出書 」(様式第 14 号)を提出
処理施設の譲受け、借受け等に関する申請・届出	産業廃棄物処理施設	処理施設を譲受け、借受けする場合には、「 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書 」(法定様式第 26 号)を、法人が合併又は分割する場合には、「 合併・分割認可申請書 」(法定様式第 27 号)を、設置者に相続が生じた場合には、「 相続届出書 」(法定様式第 28 号)を提出
	処理業用施設	処理施設を譲受け、借受けする場合、法人が合併した場合、又は設置者に相続が生じた場合には、設置等を行った者より承継した者は、「 処理業用施設承継届出書 」(様式第 15 号)を提出
処理施設の変更に關する届出	産業廃棄物処理施設	処理施設の変更許可を受ける必要のない軽微な変更等をした場合には、「 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 」(法定様式第 23 号)を提出

5. 処理施設の責任者（担当者）等の設置について

産業廃棄物の処理施設には、法令等で技術的な管理責任者等を設置することが義務付けられています。

(1)責任者等一覧

責任者等名	設置者	設置対象	目的及び職務等	資格要件
産業廃棄物処理責任者 (法第 12 条第 8 項)	産業廃棄物処理施設を設置している事業者	当該事業場ごと	(目的) 当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため	

責任者等名	設置者	設置対象	目的及び職務等	資格要件
特別管理産業廃棄物管理責任者 (法第12条の2第8項)	その事業活動に伴い、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者	当該事業場ごと	(目的) 当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため	省令第8条の17に規定する資格が必要
技術管理者 (法第21条)	産業廃棄物処理施設(政令第7条第14号のイからハのいずれかに該当する最終処分場を除く)の設置者 (処理業用施設の設置者については、技術管理者を設置するのが望ましい。)	当該産業廃棄物処理施設ごと	(目的) 施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため (義務) 法に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、施設を維持管理する業務に従事する他の職員の監督しなければならない (主たる業務) ・施設の維持管理要領の立案 ・施設の運転及び運転時の監視、監督 ・定期的保守点検及び必要な措置の実施 ・設置者に対する改善事項等についての意見具申等	省令第17条に規定する資格が必要
産業廃棄物管理責任者 (指導要綱第5条第2項)	産業廃棄物を排出する事業者	事業場ごと (産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置いている事業場を除く)	(目的) 事業者が定めた処理計画に基づき、産業廃棄物を適正かつ計画的に処理するため	

(2)特別管理産業廃棄物管理責任者資格要件

	学 歴 等	実務従事経験年数
感染性産業廃棄物を生ずる事業場	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保険師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士の資格を有する者	実務経験年数不問
感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場	法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	環境衛生指導員として 2 年
	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく 4 年制大学若しくは高等専門学校の医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者	実務経験年数不問
	法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	環境衛生指導員として 2 年
	学校教育法に基づく 4 年制大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程で衛生工学若しくは化学工学等の科目を履修し、卒業した者	卒業後の実務経験年数 2 年以上
	学校教育法に基づく 4 年制大学の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）を卒業した者で、上欄に示す科目を履修しなかった者	卒業後の実務経験年数 3 年以上
	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）で衛生工学若しくは化学工学等の科目を履修し、卒業した者	卒業後の実務経験年数 4 年以上
	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）を卒業した者で、上欄に示す科目を履修しなかった者	卒業後の実務経験年数 5 年以上
	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校の土木科、化学科又はこれらに相当する学科を卒業した者	卒業後の実務経験年数 6 年以上
	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校の理学、工学、農学に関する科目（相当する学科を含む）を履修し、卒業した者	卒業後の実務経験年数 7 年以上
	学歴不問	実務経験 10 年以上
	上記に掲げるいずれかの者と同等以上の知識を有すると認められる者	

(3)技術管理者資格要件

学 歴 等	実務従事経験年数
技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）の資格を有する者	不問
技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士の資格を有する者のうち、上欄に該当しない者	合格後の実務経験年数 1 年以上
法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	環境衛生指導員として 2 年
学校教育法に基づく 4 年制大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程で衛生工学若しくは化学工学等の科目を履修し、卒業した者	卒業後の実務経験年数 2 年以上
学校教育法に基づく 4 年制大学の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）を卒業した者で、上欄に示す科目を履修しなかった者	卒業後の実務経験年数 3 年以上
学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）で衛生工学若しくは化学工学等の科目を履修し、卒業した者	卒業後の実務経験年数 4 年以上
学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学の課程（相当する課程を含む）を卒業した者で、上欄に示す科目を履修しなかった者	卒業後の実務経験年数 5 年以上
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校の土木科、化学科又はこれらに相当する学科を卒業した者	卒業後の実務経験年数 6 年以上
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校の理学、工学、農学に関する科目（相当する学科を含む）を履修し、卒業した者	卒業後の実務経験年数 7 年以上
学歴不問	実務経験 10 年以上
上記に掲げるいずれかの者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（※）	

※ 同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とは、実務経験年数の不足を補完するため、財団法人日本環境衛生センターが実施する講習会（基礎・管理課程）を受講し、優秀な成績を修め、認定された者をいいます。

また、同センターでは、資格要件を満たす者等を対象とする、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習会（管理課程）も実施しています。

廃棄物処理施設技術管理者講習会に関する問い合わせ先

一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
TEL 044-288-4919
アドレス <http://www.jesc.or.jp/>

産業廃棄物処理施設等の設置に関する問い合わせ先

仙台市環境局資源循環部事業ごみ減量課施設係

〒980-0802

仙台市青葉区二日町6-12

TEL 022-214-8236

FAX 022-214-8356